

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十四号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条ただし書中「第百十二條第九項」を「第百十二條第十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。